

# 公益社団法人裾野市シルバー人材センター就業規約

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人裾野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は就業にあつて社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍などの差別取扱いを受けない。

## 第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順)

第4条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文章に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は作業日報を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を作業日報に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了または作業日報締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事の関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは他にもらさないこと。

- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

### 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダー（班長）を互選する。リーダーは就業会員の作業の手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力する。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神を以って努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、怪我をし、または身体や健康状態が異常となる等、もしくは第9条に相当する事故が発生する等の不足の事態が発生したときは共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンターまたは発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

### 第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、別に定める「傷害（団体総合保障制度費用）保険」（以下「傷害保険」という。）約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員または会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

### 第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中に発注者または第3者の身体もしくは財産に損害を与えたときは「シルバー人材センター総合賠償責任保険」（以下「損害保険」という。）約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、約款に定められた免責分に係る金額は会員の負担とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、または自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等、賠償保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

## 第6章 雑 則

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、平成4年1月22日から施行し、平成4年1月22日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。」とする。

## 公益社団法人裾野市シルバー人材センター就業基準

(目 的)

第1条 この基準は公益社団法人裾野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規約第2条の規定に基づき、就業の公正と適正及び未就業会員に就業機会の提供を目的とする。

(就業基準)

第2条 就業の基準は概ね次の各号のとおりとする。

- (1) 長期継続就業を解消するため同一職種、同一就業場所の就業は原則として3年以内とする。但し、発注者の都合等によりやむを得ない場合は当事者間で協議する。
- (2) 就業時間は原則として1日7時間、但し企業等に就業する者はその企業の実態によるが1日9時間以内とする。
- (3) 1ヶ月の就業日数は雇用とならない範囲とする。その範囲は概ね実働13日とする。
- (4) 1週間の就業時間は厚生労働大臣の定める20時間以内とする。
- (5) 就業上支障があると認めた場合に限り就業年齢を制限することができる。

(就業の制限)

第3条 前条第1項の基準にかかわらず、客観的状況により就業者として不相当と認められた場合は、就業契約期間中でも他人と交代させることができる。

(自力就業の原則)

第4条 会員が指示された就業地に行く場合は、各自がその対応について責務を負うものとし原則として送迎はしない。

(事務局の責務)

第5条 事務局は前条の就業基準に基づき、就業会員の実態を把握し会員の就業機会の公平の確保を図るものとする。

(会員の順守義務)

第6条 全会員は就業基準を順守し、就業機会の公正化を推進するための対策に協力しなければならない。

(基準の改廃)

第7条 この基準の改廃及び事業運営に必要な事項が生じた場合は、理事会において協議決定するものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。」とする。